

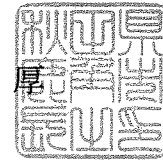
鹿角市公告第 8 号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により鹿角市森林整備計画を変更するため、同法第10条の5第7項及び第10条の6第4項に基づいて準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該鹿角市森林整備計画の変更案を縦覧に供する。

なお、当該鹿角市森林整備計画の変更案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに鹿角市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を提出することができる。

令和4年2月2日

鹿角市長 関



一 縦覧に供する書類

- ・鹿角市森林整備計画の変更案

二 縦覧期間

自 令和4年2月2日

至 令和4年3月3日（30日間）

三 縦覧場所

鹿角市役所産業部農地林務課